

第17回 浦安市墓地公園運営審議会 会議録

日 時：平成19年3月30日（金）午前10時より

場 所：浦安市文化会館 中会議室

出席者：村上会長、横田委員、中込副会長、戸倉委員、宮崎委員、齋藤委員、松田委員、内田委員、茅野委員（高橋委員が欠席）

事務局：醍醐都市整備部長、押尾都市整備部次長、宇田川公園緑地課長、露木公園緑地課長補佐、大塚（広）、知久、左海

議 題

- 〔1〕集会施設の使用対象者について
- 〔2〕集会施設の利用時間について
- 〔3〕集会施設の利用料金について
- 〔4〕その他

議事の概要

・市内者1時間あたり2,000円～3,000円の幅で答申を会長と事務局でまとめた上で委員の皆さんに報告する形で進め、市外者については管理料と同じく1.5倍の料金にすることとなった。

【会議経過】

会長

おはようございます。それでは、17回の運営審議会を開催したいと思います。

それでは、〔1〕集会施設の使用対象者及び〔2〕の利用時間について、一括で、事務局より説明願います。その前に、前回の運営審議会での内容についての説明があります。

課長

おはようございます。まず、資料の確認なのですが、本日は、お手元にある資料と、事前にお渡しした資料とほぼ同じなのですが、ただ、若干の誤りがありまして、これについては、本日配布した資料に赤書きで、明示しております。これから、説明する中で、その訂正箇所につきましても、ご説明したいと思いますので、本日は本日お配りしました資料を基にみていただきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。それでは、1枚めくっていただきまして、前回の審議会の内容についてということで、ご質問意見等さまざまありました。それを、12点ほどに整理いたしまして、順次1点目から、説明させていただきます。

資料参照

次のページをお願いします。まず、議事一点目の集会施設の使用対象者についてということで、集会施設の使用対象者の設定につきましては、建設工事費に墓地公園事業基金、これは、使用料が45万円いただいているわけございまして、これが、基金に入っております。それが、建設費で約1/3充当されておりますので、その辺を踏まえて墓地公園の利用者を最優先に配慮すべき施設と考えております。従いまして、墓地公園の墓所及び納骨堂の利用者を対象としたいと考えてございます。なお、使用者には、市内者及び市外者ということで、現在約9:1の割合で10%市外者がおりますが、これまでの、墓所管理料と同様に区別していきたいなどそのように考えております。

次に2点目ではありますが、集会施設の利用時間についてでございます。

利用時間の設定につきましては、先ほど府中市などの事例を調査いたしまして、法要については、40分か

ら50分ぐらい、会食とあわせると2時間というのが、多い状況でした。

従いまして、本市におきましても、法要1時間会食1時間利用時間としたいと考えております。また、延長時間につきましては、30分きざみで、30分単位での利用としたいと考えてございます。また、利用時間につきましては、現状どおり、午前9時から午後4時30分までとなっております。各部屋の利用時間については、別紙(1)ということで、3ページですか、カラー版で横の図になっておりまして、これを見ていただきますと、法要室1,2がありまして、1日あたり4回で合計8回、洋室1,2がございまして、こちらも4回ずつで、8回となります。和室につきましては、法要と会食を同じ部屋で兼ねていただきまして、これは、3回ずつということで、ありまして全体で法要で11回また、会食の方も、1日あたり、11回とこれが、1日当たりのフル稼働したときの利用時間となります。そのように、現在考えております。1番2番に関しては以上でございます。

会長

(1)、(2)はそんなに問題ないと思いますが、ただいまの説明について、なにかご質問やご意見ございますか。

委員

すいません。よろしいですか。7番もう少し詳しく説明してもらえますか。

課長

会食のお店の扱いについてということですが、これ、持込とかですね今の斎場では、直営で現在行っておりますが、墓地公園につきましては、指定管理者ということで、全て管理運営を施設利用振興公社にお願いしております。その中で、協議も随時行っておりますが、基本的には、なるべく、衛生的な問題もありますので、飲み物食べ物類は一切持込は、禁止させていただいて、前回お渡ししたように、まず、お店の公募を公社にさせていただいて、そこで、指名を決めて、そこで、メニューを決めて、そのお店の方に配達していただいて、中の配膳まで、その方にやっていただいて、なるべく人件費のかからない形で、やったほうがいいのかということで、現在準備が進んでいる状況であります。ただ、確定ではございません。

委員

そのとき、食事の内容などは、個人をするのですか、それとも、公社にお願いして、公社が行うのですか。

課長

集会施設の申し込みも公社の職員が、まあ臨時職員ですが、行いますので、そこで、指定されたところのメニューかなんかを作ってですね、その中で、検討していただいて、それで、注文するようになるかと思えます。個人の方が直接行って間違いがあってははいけませんので、まず公社を通してやられたほうが、公社の方もそういうものがくるといって、把握もしやすいですから、その辺は、行っていきたいなとそうように考えております。

委員

その場合、食中毒を起こしたときはどうなるのですか。また、帰りに飲酒運転で捕まった場合などの場合公社は、どのように逃げられるのですか。

課長

公社が独自に作って、お渡ししているものとは、違いますので、食べ物については、その指定したお店のところの責任の範ちゅうになるかと思えます。また、飲み物については、まだ、詳細なことは、決まっております。

部長

今課長が、説明した申し込みになるのですが、公社が仲介として、取次ぎだけを行うのか、あるいは、公社が業者と契約して公社の責任において、お出しするのか。これについては、運用のなかで、今後公社と詰めていく必要があるのかなと、まだ、どのような形でやるのかは、実際のところまで、決まっています。基本的には、そういう考え方で、利用される方の利便性を考慮しまして、運用を行えばと考えてございます。

委員

前回で、同じことをぼくが質問した内容だと思いますがやはりポイントは、お酒の問題と食中毒などの事故が起きた場合、やはり公社に単なる取次ぎといっても、そんなに簡単に逃げ切れなないと思いますが、そこを心配しまして…

部長

そこらへんも考慮しまして、公社と詰めさせてもらいたいと思いますが、公社の現状の状況から考えますと、課長が説明しましたとおり、公募して業者が何社か決めメニューなどを用意して、業者を仲介する形で、公社が取り次ぎをするという形になろうかなということで、配膳、内容、撤去は基本的には業者さんの責任でやっていただくと、ゆう形になろうかなと、ゆくゆく公社や、指定管理者のあり方について、見直す中で、例えば、一定の責任持てるものが、体制を持てる状況になりますと、指定管理者の責任において、内容をお出しすると、それをどう調達するかは、指定管理者の裁量によって行うようになるかと思いますが、まだ、現状では、公社としては、そういう体制がございませんので、仲介的な業務に成ならざるを得ないのではないかと。

課長

ただ、先ほどの飲酒の問題等もありますので、また、公募して、公社がやりますのでまったく責任がないとは、ならないと思いますので、その辺は協議しながらですね、しっかり詰めていきたいと、そのように考えております。

副会長

いろんなところに視察にいらしていると思いますが、他はどのようにやっているのですか。

課長

厨房がございまして、そこで、直接作って、そこでお出ししております。飲み物も配膳してやっております。設置許可をとって、委託して厨房から売店からそれは、年間で契約して、すべてやっていると、施設の中で、従業員と同じような形で行っている形です。

部長

ですから、その辺で、指定管理者が、どこまでの業務をやるかということで変わってこようかなと、ただ、厨房施設とか持っていないので、取次ぎで業者の責任で行わせるか、指定管理者が一定の責任を持って内容を調達してお出しするかこの辺になろうかなと考えております。

副会長

ただ、最近、飲酒とか非常にうるさい状況であり往々にして、飲酒等で捕まった場合どうしても、公社の方につけが回ってくるので、そこらへんをよく業者とも打ち合わせをしとかないと、後で、すったもんだの問題になると思いますね。

委員

第三セクターであれば、市に責任が回ってくる。

課長

そうですね、部屋にしっかりと制札板を設置するなど、運転する方は、飲まないでくださいとか、張り紙等の啓発も大事だと思いますので、その辺も併せまして公社と検討してまいります。

委員

お祝い事もしかり、やはりお酒はつきものですから…

委員

いいですか、今のご質問の趣旨ですが、第三セクターであるというところで、市に責任があるというのが趣旨だと思いますが、今現在、平成 18 年から3年間施設利用振興公社がやりますが、3年後の平成21年ですか、実質20年に審査になると思いますが、民間業者に対して、指定管理者の方法とか、それについての見通しについては、どうなのでしょう。

部長

公社につきましても、施設利用振興公社で第三セクターでつくっていることもありますので、公社そのものを、市全体としてどうするのかといった問題は別途検討していきますので、それとの方向となるのですが、現状ではまだその基本的には3年間というのは、公社の人員体制ですとか、そういったこともございますので、一気に民間とした場合にいろんな問題が生じるということもありますので、各施設において、いままで公社に委託していたものについては、当面3年間指定管理者として、公社を指定管理者に指定することで、対応していますので、その中で、民間と競争してやるのか、引き続き公社にするのかということにつきましては、現段階では、明確な方向性は出ておりません。

課長

原則ですね、3年間は公社ですが、それ以降は、公社も民間と同様にですね、一緒になって競争していただくという原則はなっておりますが、今部長がお話したとおり、これから、21年からなりますように20年度に審議することになるかと思いますが、その時にまた、公社の扱いについてどのようにするか、方針が出されるべきではないか、そのように考えております。

会長

直接の審議内容ではございませんが、貴重なご意見として受け止めます。

1番の使用者ですが、前回では、事務局としては、市内市外と、市内以外は、1.5倍と提案がございましたけれども、これは、次の使用料が終わってから、また、そのときということでもよろしいでしょうか。

部長

基本的には、市民利用を前提に料金設定をさせていただきまして、その料金の額を勘案いたしまして、市外者の取り扱いをどのようにするかと、ご議論いただければなど。

会長

この1について、他にご意見ありますでしょうか。なければ、3番と四番のその他について、事務局から説明をお願いします。

説明(資料参照)

会長

事務局のほうでは、2000円から3000円の中で、審議いただきたいということですが、なにかありますでしょうか。

委員

意見というか、資料算出の算定書がありますよね、原価償却で価格の90%を見ておりますが、今は、100%見るようになっております。そうすると、金額が上がりますね、また、維持管理費で15年度の決算と

ありますが。

部長

これは、考え方が載っているだけで、ちがいます。書式上の記入でございます。

課長

資料の中で、前回ご指摘がありましたので、積み上げてそこで、維持管理費を算出しております。3ページに行政財産の算定式がございますが、1時間の使用料を出して、30日でまた、24時間で、これ、24時間というのは、1日24時間ということですが、先ほどの話ですと、使用するの、7時間ぐらいということで、これで計算した方がよいのでは。しかし、また、料金が上がってしまいますが。

部長

行政財産使用料の考え方なのですが、目的以外使用ですね、建物の一部の目的を妨げない範囲で、目的外使用する場合、主にこの条例の適用になります。そういう場合は、1ヶ月間ですとか、長期的にですね、部屋の一部を使用することを前提に使用料の算定を想定したものですので、当然、あの、たとえば、土地の評価額であるとか、そういったものに、月額千分の4というような、月額を想定したような使用料の算定となっておりますので、これを、むりくり時間当たりの使用料と換算しているということで、短期に使用する場合は、こういった算定をし、運用をなされているということで、計算をした。

委員

主婦的な考えなのですが、この料金は、平日も、休日も同じ料金なんですか。

課長

同じと考えております。

委員

これが、平日と休日で料金が違えばまた、計算の仕方も変わってきますよね。

課長

トータルでいきますとね。

委員

決められては、

課長

いえ、それも含めてご議論いただければ、いまの話でいきますと、維持管理費を補う為には、1回当たりでますよね、それを、土日と平日で分ける場合は、土日を若干高くしようとして、平日は安くしようでも、トータルは同じだよという考え方もあるかと思しますので、

委員

今の段階では

課長

はい、ご議論いただいて、

部長

また、基本的な考え方として、類似の公共施設であるとか、考え方としては、利用すると、都合によって、平日にすとか、想定しているのは、法要とかの性格からいいますと、呼ぶ方のご都合とか、考えますと土日に集中するだろうということで、稼働率については、そういう考慮して、設定しております。料金体系といたしましては、同一料金でよいのではないかと考えております。

委員

ただあの、夏休み期間ですとか、春休み期間は、平日の利用も可能になると思います。

女性の意見はおっしゃったとおりで、これは、二段階に考えて、出来るだけ平日の利用を促進すると、その考えだとですね。

部長

施設の性格からいいますと、平日安いからとかというような、施設ではないのかなと。どうしても、日程であるとか、そういったことを考慮して決めるということになりますので。

会長

とにかく、土日に集中することが想定されますが、料金の差があると平日利用が増えることになるかもしれませんね。他に、ありませんか。事務局の提案に対してどうかということに対して…

委員

今女性の委員が言いましたが、墓地の利用者と非利用者と市外所有者、平日、休日という風な分け方があろうかと思いますが、決めた金額を4つのパンターンのどこに当てはめるか、じゃないかと思うのですが、その方が、整理しやすいのでは…

会長

事務局としましては、説明がありましたように、使用者が前提で料金を設定するという話がありました。ただ、それも、今のように、土日と平日を分けた方がいいということであれば、意見に入りますので、それは、審議の対象となるかもしれませんが

委員

使用者で、市内居住者で、休日の場合に2000円か3000円ってことですね。

会長

事務局としては、2000円とか具体的に決めなくて良いのでしょうか？

部長

そうですね。論点としてですね、指針にあるように、受益者負担の適正化から考えて、考え方としましては、稼働率ですとか、フル稼働を含めて、どう見るかによって、かなり幅があって、平成17年度の使用想定回数で割れば、7,700円フル稼働でいけば、2,800円これだけでも、幅がありますので、まあ、最大でも8,000円でも適当ではないかとできますので、論点として、受益者負担の適正化の観点から特定の人が利用するのだから、行政コストを負担していただくのだということで、限りなくそれに近い考え方で設定するか、あるいは、利用者の利便性といったことを考慮して、一定の配慮をして、額を設定するかという考え方があろうかと思います。事務局としましては、これまでの他施設の動向などから、考えますと2,000円から3,000円くらいの間の数字がどうかということで、ご議論いただければなご提案させていただきました。

会長

消費税は別ですか。

課長

この価格に消費税がかかってきます。

副会長

私の意見で申し訳ないのですが、休日、平日を決めないでバシッと金額を決めてですね、それから、議論したほうが良いと思うのですがどうでしょう。いついつの時期は、高いとか、日曜が金額が違うよとかそうすると迷ってしまいますし、そこを借りた場合は、2,000円ならそれで決めてしまったほうが、あその施設を借りたら、2,000円ですと。日曜も土曜も関係ないのだ、学生が借りようが、老人会が借りようが、なにしろ借りれば金額が一定しているのだと。その方が、最初から少し高いと思ってですね、決めない

と混乱をきたすと思うのですよ。だから、ある程度金額を決めて、あそこを使用する時はいくらなのですよということが、いろんな面でよいと思うのですがどうでしょうか。

部長

先ほど、土日の件もありましたが、どう計算するかということでもありますので、利用回数を割り返す場合、土曜日の利用及び平日の利用を分けて計算した場合、同じコストを負担していただくということだと、安くした分、土日に上げるのかと、あるいは、逆にですね平日を減らした場合に稼働率が上がるのかこういった想定をするのか、こういったことで、計算をどうするのかということで、計算が複雑になるのではないかと、つまり、安くすれば、平日の稼働率が上がるのではないかとという前提で計算しますと、当然稼働率を上げて計算してその料金を安くするという考え方が出てきようかなと、思いますので、本当に稼働率が上がるんだろうかと、こういった議論も出てくるのではなからうか。

委員

平日からっぽで、土日満室という状況を考えて、一周忌、三回忌は、皆さんお呼びしますよね、だから、土日に入れると思いますけど七回忌、十三回忌は、家族だけで、済ませるということで、遠くからお呼びしないというのが、普通だと思うのですよね、そういった場合に市内の家族とご近所のお友達だった方々で、平日というのは、可能なわけですよ、だから、他がやっているやっていないではなくてですね、そういうことが、可能であれば、月曜日から金曜日がシーンとしているのであれば、ちょっとお安くしたら、じゃあ平日にしようかという方がいるのでは。

部長

そういうことで、稼働率が増えるんだろうかというところで、

会長

そういう意味では自由な時間が設定できますよね。しかし、どれだけ料金設定が一般的かということですね。

委員

ちょっと、その前に老人とか、学生さんといいましたが、法要以外の使用目的も

副会長

よく役員会が重なるのですが、学生の集まりなどで、場所が無くなっちゃうんですね、そうすると、そういう時期に使える、確かに土日は集中しますが、一般の株式会社の法要施設に比べると安いのですよね、どうでしょう、どっちにしろキャパは決まっておりますが、浦安市も今後どんどん人口が増えていくと思いますが、そうなると、土曜日曜も無い金額のほうが良いとおもうのですが、土曜が安いからとか、そういう考えは無いと思うのですが、土曜も日曜も普段の日もない。

部長

事例を調べますと土日を分けているところは、ございません。それは、ご意見として、出来るかどうか検討いたします。

会長

こういう施設ですから、

委員

ウィークデーの使用は、目的外使用となるのですか。

会長

それは、指定管理者の自主事業で、やられるのですよね。

委員

私の意見といたしましては、市外者料金を決める必要はないと思いますが…

委員

よろしいですか、実はつい最近、突然ワイフが亡くなったのですが、それで、平安閣を使ったのですが、今検討している、2千円3千円では、桁が違うのですね、これの何十倍ですから、ああゆうところは、だかが、2,3千円じゃ桁が違いますのでね、市で決めたことを2千円なり3千円なり決まったら、市民は使うしかならないですから、まけてくださいとか言うような平安閣的なところでもありませんから、私は一定にしておいたほうが、皆さんの脳裏に日曜は安いとかは、必要ないと思いますがどうでしょうか。

委員

私の意見言わせてください、考え方としましてね、休日の料金が設定料金、平日の利用が少なければ、もし、平日に利用してもらえるのであれば、割引しますよとか、土日に集中することは、目に見えていますので、さっきもおっしゃっていましたが、ご近所だけで、遠方から親戚呼びとかしないで、こじんまりとやりたい人が平日安いし、空いているんだったらと言う人も出てくると思います。ぼくは、一般価格がこうですよ、しかし、平日利用の場合は、10%割引しますよ、などの表現をして、二通りの値段設定でいいのではないかと思います。

委員

土日にかたまってるんですよ、そういう方が実際いらっしゃるかわかりませんが、うちも可能であれば、平日にしますし、土日に先にやりたいといっても、お坊さんも朝からかたまっていますので、他の市がやっているやっていないは関係なくて、空いてるならば、動かした方が、少しでも稼働させたほうが運営する側としては、そっちの方が、いいと思うのですけど。利用者として、早めに土日予約すれば、簡単ですけどね。運営する側にとってはそうではないか。それが、やりにくいということであれば、構わないですが。

委員

稼働をよくするためには、みんかんは、そういう風にすると思うのですよ、だから、平安閣なども、ウィークデーよりも高くなると思うのですよ。やはり、民間の考えか方と、公的なものと、違うと思うのですが、今、お坊さんも3ヶ月先まで1杯なのですよ、そういうことで、どうしても祭日やりたいので、そういう考えも必要と思うのです。

部長

料金設定そのものはですね、大幅にコストだけの考えでいきますと、額設定そのものを、公共施設ということで、大幅に下げようという考え方がありますので、さらにそれ以上下げられないと、平日が利用できないかということを考えますとですね、逆にじゃ土日については、抑制するために上げるのかという議論にもなりかねないので、その辺も含めてご議論いただければなと。

委員

それ僕いいましたように考え方の違いで、使用料金はいくらですよ、ただし、平日使う場合は、こうですよ、というような、書き方をすれば、それは、土日を高くしているという事には、なりませんよね。使用料金は、一部屋あたり、1時間あたりいくらですよ、で、ただし書きで、ただし、平日のご使用の場合は、いくらにします。という表現を用いれば、いいと思うのですがね。

部長

基本的には、条例で料金を決めますので、そういう表現とした場合に、土日利用が原則ですよというふうになりかねないですね、ですから、あくまでも、平日を含めてこの施設を利用します、それで、利用料金を設定することになりますので、運用上は、そういう表示ができたとしても、条例上は難しいかなと

副会長

亡くなった場合、まったなしで、時間はきますので、これから人口が増え機会も多くなるなかで、施設も足りなくなってくる可能性があるわけです、だから、始めが肝心だと思います。

委員

わたくし、いま、わかって言っているわけです。一つの文献で確実に決めたいのは、わかります。けども…

委員

条例で決まっています、指針で決まっています、値段を考慮するのだったら、こうやって人間集めて意義をかわすのは、まったく意味が無いので、パッパと計算してやればいいじゃないですか。私たちが集まっているのは、そこで、値段をどうしましょうかという為に、集まってほしいという浦安市の意向があったから、集まって議論交わしているわけですから、条例じゃだめですかじゃ私たち何をしゃべればいいのですか。

部長

そう意味では、ありません。

だめだということではなく、それらのことを理解して、ご審議いただきたい。

それで、反映できるところは、していくというのが、趣旨です。

委員

税金の負担があまりないように、あまり安く設定すると、税金の投入となる。

委員

委員のご発言の意図を汲んで、もし、この料金設定を立て直すというのであれば、課長さん部長さんから、話があったように、料金に常時見直していくとっておりましたから、まず、8,000円スタートです、墓所の利用者が増えてくるに従って、暫時下げていきましょう。それで、最終的には、2千円、3千円に落ち着きますよ。そういう、料金設定も考えられるのでは、もし、税金の投入を考えるのであれば、もし、2,3千円スタートであると、どうしても税金が投入されることになる。

委員

それは、ちょっと困ります。

副会長

これでは、なかなか結論が出ませんので、2千円から3千円の幅で答申をどうでしょうかね。

委員

挙手いたしましょうか。

会長

それでは、賛成多数ということで、2千円から3千円の幅で答申を私会長と事務局でまとめた上で皆さんに報告するという段取りでよろしいでしょうか。また、市外者については、管理料と同様の1.5倍でよろしいか。

委員

墓地の管理料や、納骨堂の使用料とあわせて、良いのでは。

問い合わせ先

都市環境部 みどり公園課 緑化推進係 電話 351-1111 (内線)1966